

第5回 東部支部 労福協まつり

(財)鳥取県労福協

第266号

題字 柴山抱海書

# ふっふい



**第5回  
労福協東部支部まつりを  
開催!!**

第266号 もくじ

西部労福協 第40回 定期総会報告	2
囲碁・将棋大会結果	2
第2回 全県学習会開催報告	3
みなくるからのお知らせ	3
東部支部学習会	4
鳥取県からのお知らせ	4
労金からのお知らせ	5
全労済からのお知らせ	5
制度・政策要請と回答	6~7
鳥取県生協からのお知らせ	8
医療生協からのお知らせ	8

東部支部では昨年末12月27日の日曜日、寒空のもと鳥取産業体育館にて「第5回 労福協東部支部まつり」を開催しました。(入場人数600人) 屋内では「ウルトラマンメビウスショー」「ロケットくれよんコンサート」をはじめ加盟団体や福祉団体の商品紹介や販売などが行われ、大勢の親子でにぎわいました。今回テーマのワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」のパネル展示を行いました。

屋外ではコーンスープやチキンナゲットが無料で振る舞われ、エコカー展示や屋台村コーナーをはじめ、親がことティッシュの特売タイムサービスでは行列ができるなど、参加者それぞれが年の瀬の楽しいひと時を過ごしました。

(報告 東部支部事務局次長 本内 隆彦)

# 西部労福協第40回定期総会開催報告



2010年2月18日(木) 14時30分より、島根県出雲市の「出雲ロイヤルホテル」に於いて、西部労福協第40回定期総会が開催されました。

驚澤幹事(愛媛県労福協)の司会により、議長に石塚代議員(島根県労福協)を選出。小川俊西部労福協会会長挨拶の後、来賓として笹森清中央労福協会長、小林淳一島根県商工労働部長、長岡秀人出雲市長、また開催地として島根県労福協・大崎康弘会長から、それぞれ連帯・歓迎の挨拶を頂きました。(総会参加者 86名)

議案審議は、第1号議案「2009年度活動報告」、第2号議案「2009年度会計決算報告・監査報告」、第3号議案「2010年活動方針(案)」、第4号議案「2010年予算(案)」について、杉林事務局長より報告と提案が行われ、一年間の活動経過の承認と、未達成の課題を含め、「共生と助け合いの原理が活かされ、ぬくもりのある社会」をめざして西部労福協としての一体的運動を進めて行くことを確認し合いました。

その後、第5号議の役員改選により2010年~2011年度幹事県を香川県から鳥取県が引き継ぐこととなり、第6号議案では、次回総会から代議員を各県5名とする規約の一部改正が行なわれ、すべての議案が提案通り承認されました。

また、役員改選にあたり小川会長(香川県労福協)の退任挨拶の後、安田新会長(鳥取県労福協)は、「各県の長所を共有し合うことが、運動の推進に繋がる」と各県への協力を求めました。

最後に、メインスローガン「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくらう!!」を採択し第40回定期総会を終了しました。



総会終了後の基調講演として、中央労福協・笹森清会長より「労働者福祉協議会の理念と歴史—創立60周年に想う—」と題して、連合20年、労福協60年が、めざして来た運動についての講演をいただきました。夕食懇親会は、小泉新事務局長(鳥取県労福協)の司会により盛り上がる中、お互いの連帯を深め、新年度の活動を進めて行くことと致しました。



(鳥取県労福協参加者:安田理事長 安長副理事長 小泉専務理事 中居監事 八幡西部支部長 赤井西部支部事務局長 谷口職員)

(報告 事務局)

## 鳥取県労福協 第20回囲碁・将棋大会 結果表

◆開催日時 2010年2月14日(日) 10:00~ ◆開催場所 まなびタウンとうはく

### 囲碁の部参加チーム(6組)結果

- 優勝 セイコーエプソン労組鳥取支部
- 準優勝 NTT労組鳥取分会(米子)
- 第3位 王子製紙新労組米子支部OB A
- 第3位 王子製紙新労組米子支部OB B



### 将棋の部参加チーム(9組)結果

- 優勝 米子市役所職員労組B
- 準優勝 大鳥機工労組
- 第3位 鳥取市役所職員労組
- 第3位 日本交通鳥取地区労組



~囲碁・将棋大会会場風景~ 全県から集まった皆さんの熱戦が繰り広げられました!!



# 第 2 回 労 福 協 全 県 学 習 会 報 告

2010年3月13日（土） 午前10時30分～12時40分  
中部教育会館（倉吉市）

第2回労福協全県学習会を倉吉市の中部教育会館で開催しました。  
テーマは6月より施行される「改正育児・介護休業法」について制度への理解を深める事を目的とした講演でした。

また、労働相談所「みなくる」の相談に基づいた事例を寸劇を交えながら報告をしました。（参加者は80名）

主催者を代表し安田理事長よりワークライフバランスアンケート調査の協力のお礼と、報告書の活用についてお願いの挨拶のあと学習会が開催されました。

第一部は鳥取労働局雇用均等室長の小出ヤイさんを講師にお招きし、今年6月に改正される「改正育児・介護休業法」について、改正点を中心に丁寧にお話しいただきました。

仕事と家庭の両立に向けて、企業の取り組みを強化する改正になったようです。これを実効性あるものにするためには、事業主の活動を今一歩前進するためにも労働組合の力が必要であることをメッセージとして送られていたことが印象的でした。

第二部は労働相談所みなくるの相談状況や、最近気になる相談事例をみなくるの相談員が報告しました。

何か物申せば「気に入らなければ辞めてもらってもいいよ」という事業主の発言。解決ではなく、泣き寝入りするしかない状況が、今の労働環境ではないかと感じます。みなくるからは「働き続けながら」の解決を！をメッセージとして皆さんへ送りました。終了後のアンケートでは、「知識があれば気づくことができるので、知っている損はない」「組み合わせることの意義を改めて考えた」など、多数のご意見をいただきました。この度の学習会をきっかけに、「みなくる」の活動をより広げて、皆さんの身近な存在の『みなくる』にしていきたいと感じました。参加いただいた皆様、ご準備いただいた事務局の皆様へ感謝申し上げます。ありがとうございました。

報告：みなくる鳥取 鈴木直子

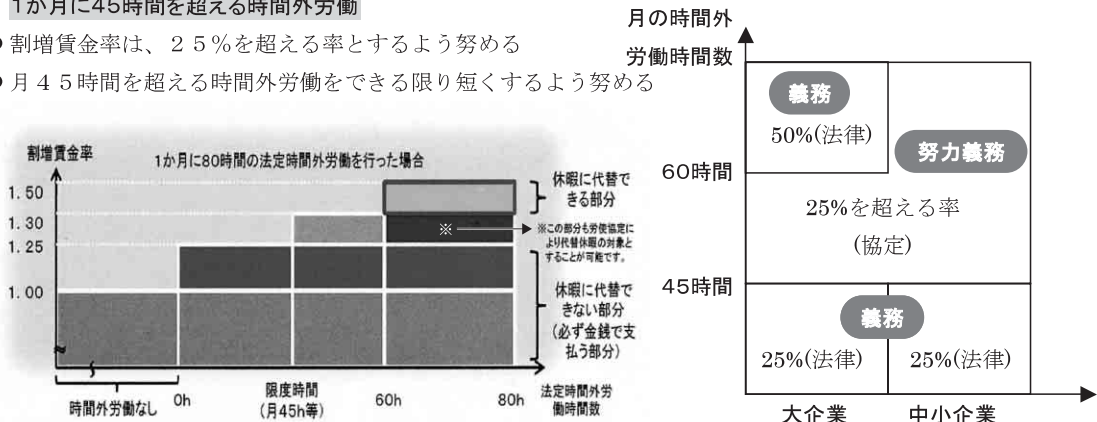


## 労働基準法が改正されました！

長時間労働を抑制し、働く人の健康を確保することや仕事と生活の調和を図ることを目的として、平成22年4月1日から労働基準法が改正されました。

### 改正点1 割増賃金率(時間外労働)の引上げ

- ① 1か月に60時間を超える時間外労働(※中小企業は、適用が猶予される)
  - 法定割増賃金率 旧) 25% → 新) 50%
  - 労使協定を締結すれば、引上げ分の割増賃金に代えて有給休暇を付与することができる(代替休暇)
- ② 1か月に45時間を超える時間外労働
  - 割増賃金率は、25%を超える率とするよう努める
  - 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努める



### 改正点2 時間単位の年次有給休暇の付与

労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位の年次有給休暇を取得することができる

## 東部支部『福祉学習会』を開催しました

2010年3月6日(土)午前10時より、ホースター鳥取にて福祉学習会を開催しました。テーマは『メンタルヘルスケアの必要性と労働組合の役割』ということで、産業カウンセラー心理相談員の鈴木直子さんを講師にお招きし、約55名の参加者のもと2時間の講演と質疑応答による学習活動を行いました。講演では、昨今の景気低迷により私たちを取り巻く労働環境が一段と厳しさを増す中、過重な労働により心身の健康を害するなど、



職場内での人間関係によりメンタルヘルスを害する方々が急増している現状が報告されました。このような状況が身近に発生した場合の職場内での対処方法や、労働組合としての関わり方、また今後の予防策やワークライフバランスの重要性についての学習を深めることが出来ました。

(報告 東部支部事務局)

## 鳥取県では、「働きやすい職場環境づくり」を支援しています!

### 働く方に対する支援(新規事業)

働く方々に「働きやすい職場環境づくり」に向けた自主的な取組みを進めていただくため、「職場環境改善支援員」を県内の労働組合等に無料で派遣し、次の支援を行います。

#### 【支援内容】

- ・「働きやすい職場環境づくり」に向けた取組みの実践方法・メリットの紹介
- ・労働基準法や育児・介護休業法など労働関係法令の紹介
- ・各種助成制度の紹介 等

(申込み先) 日本労働組合総連合会鳥取県連合会 ☎0857-26-6605

### 事業主の皆さまに対する支援

県下3地区に配置した「労務管理アドバイザー(社会保険労務士)」を県内の事業所に無料で派遣し、次の支援を行います。

#### 【支援内容】

- ・適切な労務管理や「働きやすい職場環境づくり」に向けた助言・情報提供
- ・各種助成制度の紹介 等

(申込み先) 鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」 ☎0857-25-3000

### 労使双方に対する支援

県内の事業所や労働組合において、「働きやすい職場環境づくり」を進めるために実施される社内研修等に無料で講師を派遣します。

昼休憩や勤務時間外などの短時間を利用した研修等にも派遣します。

(申込み先) 鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」 ☎0857-25-3000

中小企業労働相談所「みなくる」では、労使双方からの労働・雇用に関する相談に対して、助言や情報提供等の支援を行っています。

(連絡先) みなくる鳥取 ☎0857-25-3000

みなくる倉吉 ☎0858-23-6131

みなくる米子 ☎0859-31-8785





生活に不安が多い  
 いまだからこそ、  
 納得の金利で応えたい。

住宅ローン  
 カーライフローン  
 教育ローン



### 中国労働金庫

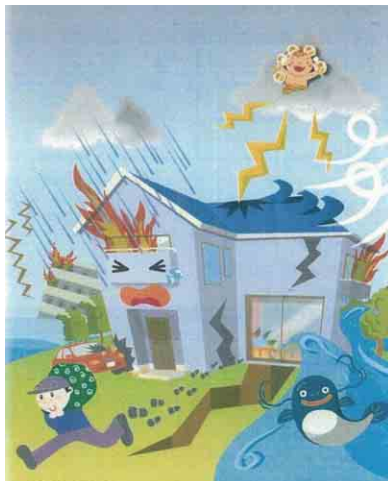
鳥取支店 (0857) 23-1241  
 倉吉支店 (0858) 23-2441  
 米子支店 (0859) 22-1200

ローンセンターとっとり ☎ (0120) 25-3655  
 ローンセンターよなご ☎ (0120) 35-6475

### ZENROSAI NEWS

組合員の声に応じて2010年4月1日スタート!!

## 自然災害共済 「大型タイプ」が新登場!!



#### 自然災害共済「大型タイプ」 ポイントはここ!!

- ① 風水害などのとき  
最高 **4,200万円** を保障!!  
最高保障額が従来の「標準タイプ」より1,200万円大きくなりました。
- ② 地震などのとき  
最高 **1,800万円** を保障!!  
最高保障額が従来の「標準タイプ」より600万円大きくなりました。
- ③ 付属建物等  
**特別共済金** を新設!!

1事故、1世帯あたり最高3万円をお支払い。  
 建物口数が20口以上で風水害・地震などにより一定の損害額  
 を超えたときはお支払いします。

全労済へ  
 問い合わせしてみよう!



2009年度 労働者福祉の充実に関する鳥取県への要請と回答 (財団法人鳥取県労働者福祉協議会)

要 請 事 項	担当課	回 答
<p>1. 労働者福祉事業との連携と支援強化について</p> <p>総ての人が、「安心して働き、経済的に自立した生活」を営めることが、社会本来の姿であります。</p> <p>地域の雇用改善とワークルールが尊重される健全・良質な労働雇用環境への取り組みを一層促進するとともに、労働者の生活の安心をサポートする労働者福祉事業についても、県政の重要課題として一層の推進を図りたい。</p> <p>また、その「協働」の立場から、労働者福祉の増進を目的として事業する、私ども(財)鳥取県労働者福祉協議会に対して、今後とも連携・支援を継続されたい。</p>	<p>商工労働部 (労働政策チーム)</p>	<p>平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会に委託し、労働雇用相談支援事業、労働教育推進事業、労務管理改善助言事業など拡充を図り実施するとともに、鳥取県労働者福祉協議会補助金として、労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行うとともに、連携の強化に努めていきたい。</p>
<p>2. 労働雇用環境の改善について</p>		
<p>(1) 「中小企業労働相談所(みなくる)」の活用充実について</p> <p>「鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)」については、県内の中小企業における労働問題について、労使間トラブルの未然防止、ワークルールの助言機能、ワーク・ライフ・バランスの推進など、良質な雇用環境づくりに資するよう業務を展開しています。</p> <p>今後とも、県民に必要な行政サービスとして、利用の促進を図られるよう広報をされたい。</p>	<p>商工労働部 (労働政策チーム)</p>	<p>平成20年度から中小企業労働相談所の運営を貴協議会に委託し労働者福祉の増進に資する事業を実施し、県政テレビ番組、とりネットなどにより周知を図っている。引き続き貴協議会と連携を取りながら労働相談等の支援及び労務管理改善への助言等の充実を図り、利用の促進に努めたい。</p>
<p>(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの広域化について</p> <p>鳥取市および米子市に事業を展開する各「中小企業勤労者福祉サービスセンター」は、2011年度の国の補助金打切りが予定されていることを踏まえつつ、自立のための検討が進められつつあります。</p> <p>同事業は、中小・零細企業労働者の福利厚生サービスを補完するものとして、県下全域にわたって必要とする事業であり、同事業の全県広域化を図られたい。</p>	<p>商工労働部 (労働政策チーム)</p>	<p>勤労者サービスセンターの会員ニーズを踏まえた必要性、負担額と事業とのバランスなどを検討されたうえで、まずは各センターにおいて自主的な運営体制について検討されたい。</p> <p>なお、勤労者サービスセンターの広域化について、米子市勤労者福祉サービスセンター設立時に広域センターを目指したが、周辺市町村の理解が得られず、単独設置になった経緯があり、近隣市町村と調整を図っていただく必要がある。</p>
<p>(3) 「ワーク・ライフ・バランス」社会の推進について</p> <p>「仕事」と「生活」の調和を図ることは、個々労働者の健康的な就労生活や生きがいを高めるとともに、子育て・介護など今日の社会的課題への対応や、協働による地域社会づくりなど、これからの社会にとって必要不可欠な課題です。</p> <p>政労使が一体となり、「ワーク・ライフ・バランス社会」の推進に向けて、県政として、その環境づくりについての取り組みを一層強化されたい。</p>	<p>企画部 (男女共同参画推進課)</p>	<p>労使、県民、行政機関など、すべての関係者がワーク・ライフ・バランスに具体的に取り組み、取組の輪を広げていくため、商工団体、労働団体、行政等による意見交換会を開催するなど、政労使が一体となったワーク・ライフ・バランス推進の環境づくりを進めていく。</p>
<p>3. 生活課題関連について</p>		
<p>(1) 消費者庁の設置に伴う地方行政の機能強化について</p> <p>本年、消費者庁が設置され、悪徳商法、食品被害、製品事故などによる被害防止・救済などにあたって縦割行政の弊害をなくし、消費者行政の一元的な機能と権限の強化が期待されます。</p> <p>県内の消費者行政についても、以下の要請を致します。</p>		
<p>① 消費者団体、消費生活相談員、市町村、学識経験者などで構成する「消費者行政拡充検討委員会(仮称)」を設置し、県民参加の消費者行政を促進されたい。</p>	<p>生活環境部 (消費生活センター)</p>	<p>学識経験者、消費者団体、事業者団体、市町村の代表者で組織する「鳥取県消費生活審議会」を設置しており、消費生活に関する重要事項については、委員の皆様にご調査・審議いただきながら、県民参加の消費者行政を推進していきたい。</p>
<p>②消費生活行政の強化・充実</p> <p>i. 欠陥商品、悪徳商法、食品偽装など事業者への指導・規制のための体制強化。</p> <p>ii. 多様化する消費トラブルへの対応や被害未然防止に向けて、消費生活相談員の常勤体制や、専門性、即応性を高める施策の充実。</p> <p>iii. 消費生活相談員の専門性にふさわしい処遇の確保・改善。</p> <p>iv. 県消費生活センターの直接相談機能の周知・広報の充実。</p> <p>v. 全市町村相談窓口体制の整備に関わる支援・指導の強化。</p>	<p>生活環境部 (消費生活センター、 くらしの安心推進課)</p>	<p>i 欠陥商品については、苦情等を受け次第、事業者からの報告徴収又は立ち入り検査を行った後、当該欠陥商品に関する情報を消費者庁へ報告している。</p> <p>悪質商法については、関係機関と連携しながら事業所への指導強化を図っていくとともに、未然防止のため消費者啓発に努めていきたい。</p> <p>食品偽装については、平成21年5月にJAS法が改正され、食品の産地偽装に対する直罰規定が導入されるなど規制強化が図られた。県としても21年度に食品衛生監視員を増員、また県民参加による食の安全モニターを設置するなど監視体制の強化を図ったところ。</p> <p>ii 今後、県全体の相談体制を考えるなかで検討していくこととしている。</p> <p>iii 今後、県全体の相談体制を考えるなかで検討していくこととしている。</p> <p>iv チラシやパンフレット、県ホームページ、新聞、テレビ、ラジオなどの様々な広報媒体を通じて、相談機能の周知・広報に努めていきたい。</p> <p>v 相談窓口は全市町村で整備されたところであり、今後市町村職員研修など市町村の相談窓口の機能強化のための支援をしていきたい。</p>

要 請 事 項	担当課	回 答
<p>③消費者トラブル・被害の未然防止策の充実</p> <p>i. 研修会などによる消費者教育・啓発活動の推進。</p> <p>ii. 他機関との連携による商品テスト機能の充実。</p> <p>iii. 調査、情報収集・分析による県民への情報公開・提供など予防機能の強化。</p>	<p>生活環境部 (消費生活センター)</p>	<p>i 高校への巡回講座を始め、短大生・大学生や県民を対象とした「くらしの経済法律講座」等、消費者教育・啓発活動を行っている。今後は、消費者団体等とも連携し、より効果的な広報・啓発に努めていきたい。</p> <p>ii 現在、消費生活センターは商品テスト機能を有していない。商品テストが必要な場合は、NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)に依頼し調査を実施している。</p> <p>iii 製品事故や悪質商法等の情報は、報道機関や市町村を通じて県民への情報提供を行っているところ。今後も迅速に情報提供を行い、被害防止に努めていきたい。</p>
<p>(2) 生活者自立支援の体制強化について</p> <p>まじめに働いても生活の自立に結びつかない「働く貧困層」の広がりが社会問題化しており、生活保護、求職活動、教育、子育て・介護など各支援策について、行政の縦割りの弊害が懸念されます。</p> <p>各種支援策の更なる充実とともに、生活困難者の自立支援について、行政によるワンストップ機能やケースワーカーによる一体的な相談機関を設置されたい。</p>	<p>福祉保健部</p>	<p>県が実施している各種支援策については、既存事業の検証をしながら、必要な支援については実施していく。</p> <p>なお、生活保護など国の制度については、地域の実情に対応した制度の充実に向けて、国に対して制度改正要望を行っているところであり、今後とも必要に応じて要望していく。</p> <p>生活自立支援については、例えば母子家庭や生活保護受給者等の就労支援について、福祉保健部と商工労働部で連携して無料職業紹介を実施しており、ハローワークとも必要な連携を行っているところ。</p> <p>また、母子家庭等への就学資金の貸付において、福祉保健部と教育委員会で連携し、児童が中学、高校を卒業するにあわせて案内を行うなどしており、今後も施策に応じた関係部署間での連携に努めていく。</p> <p>なお、国施策のワンストップ・サービス・デイを地方自治体との協力により12月18日(米子)、22日(倉吉)、25日(鳥取)に実施しており、県単独の施策としても求職中の生活に困窮している方を対象に12月29日、30日に「生活総合相談」を県社会福祉協議会とも連携して実施したところ。</p>
<p>(3) 多重債務問題</p>		
<p>① 今日の消費者金融の多重債務問題は、不安定かつ低賃金労働の広がりに深く関わる社会的課題であります。</p> <p>この問題に対応するため、既に地方行政の立場から、「対策協議会」の設置や相談体制の充実など諸施策が展開されていますが、引き続き、これらの機能強化を図られたい。</p>	<p>生活環境部 (消費生活センター)</p>	<p>多重債務問題は深刻な社会問題であると認識しており、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」による関係機関との連携や広報の充実による相談者の掘り起こし、法律の専門家による無料相談会の開催等、今後も重点的に取り組んでいきたい。</p>
<p>② また、改正貸金業法は、「上限金利引下げ」や「過剰貸付契約禁止」などを定め2006年12月に成立し、本年12月から明年6月までの間に完全施行となります。</p> <p>しかし、中小・零細事業者の資金調達への影響や貸剥かしへの懸念を理由に完全施行の延期や緩和を求める動きもあり、同法の完全施行が実効あるものになるよう、中小事業者への貸付制度やヤミ消費者金融の監視・取締りを強化されたい。</p>	<p>商工労働部 (経営支援チーム) 警察本部 (生活環境課)</p>	<p><b>【中小企業者への貸付制度について】</b></p> <p>県においては、国のセーフティネット保証制度を活用した経営活力再生緊急資金の創設や借換資金制度の拡充を行っており、また、政府系金融機関においてもセーフティネット貸付の限度額引上げ・要件緩和や借換え・償還猶予への対応など順次拡充を図り、経営の厳しい中小企業等の新たな資金ニーズ、償還負担軽減に対応しているところ。県においては、引き続き関係機関と連携して中小企業の資金ニーズの把握に努め、必要に応じて制度拡充を図る。</p> <p><b>【ヤミ消費者金融について】</b></p> <p>国・県の行政機関、県警察本部及び弁護士会・司法書士会等の関係団体で構成する「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」(事務局：消費生活センター)において情報共有・連携強化を図っているところ。県警察本部においては、引き続き集中取締本部を維持し、取締りを徹底する。</p>
<p>(4) 高校生への社会人前教育について</p>		
<p>① 「労働」の価値観が尊重され、ワークルールに守られた良質な雇用環境を持つ社会を作るため、高校生の段階から「労働」についての基本的知識の習得が必要です。</p> <p>職業感の醸成とともに、労働法制の基本的知識について、高校生の社会人前教育として、充実を図られたい。</p>	<p>教育委員会 (高等学校課)</p>	<p>すべての学校において公民科の授業の中で取り扱うほか、関係機関から講師を招き、講演等を実施している学校もある。また、平成20年度には、就職内定者を対象とした就職セミナーの中で、鳥取労働局から労働法等に関する講義を行っていただいたところである。今年度も引き続き実施することとしている。</p>
<p>② 多重債務被害や悪質商法被害など消費者被害を未然に防止する立場から、既に取り組まれている高校生の社会人前消費者教育を引き続き充実継続されたい。</p>	<p>教育委員会 (高等学校課)</p>	<p>すべての学校において、公民科の「現代社会」「政治・経済」、家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」等の授業の中で、消費者の権利・責任・支援、社会の変化に伴う様々な消費・経済の課題等を理解し、消費者として自立した行動をとるための学習を行っている。また、消費生活センター等の関係機関から講師を招き、講演やセミナー等を実施している学校もある。今後も引き続き、適切な判断に基づいた意思決定ができるよう消費者教育の充実に取り組むこととしている。</p>

鳥取県生協より

2010年

# 春のおさそい キャンペーン

実施中

キャンペーン期間

4/30まで



## 紹介して頂いた組合員さんへ

期間中に未加入者を紹介して頂いた場合には、下記 **ABC** の中から **お好みの1つをプレゼント!**

**A** お買い物券 500円×2枚

**B** 大山乳業 ロールケーキ&チョコロールケーキ

**C** コアノンロール & 液体おおぞら

## 新しく加入されたへ

**500円のお買い物券**  
+  
**コープおすすめ商品プレゼント!**  
(産直さくらたまご1パック、産直コープ牛乳、毎日食パン)  
新しく加入された組合員さんにも 500円のお買い物券をプレゼントします!

## さらに+

個配ご利用の方  
**個配手数料 2ヶ月無料**  
通常1ヶ月の無料期間を  
キャンペーン中はさらに1ヶ月延長!!  
●通常…個配/月額 800円 ペア個配/月額 400円

子育て応援対象の方  
期間中赤ちゃんサポートとして  
**おしりふきと洗剤をプレゼント**  
対象/1歳未満のお子様をお持ちのお母さん



## お休みの組合員さんはいらっしゃいませんか?

現在、注文書を発行されていない組合員さんが期間中に利用を再開されますと、**500円のお買い物券をプレゼント!**

お問い合わせ先	東部第一支所	電話	0120-502199
	東部第二支所	電話	0120-502699
	東部第三支所	電話	0120-502799
	中部第一支所	電話	0120-502994
	中部第二支所	電話	0120-502599

### お買い物券を利用される時の注意事項

- お買い物券の有効期限は5月28日(金)です。
- 商品のご利用金額が500円以上の時に使用できます。

～経済的に不安のある方にも、適切な治療を受けていただくために～

## 無料低額診療事業のお知らせ

### 無料低額診療事業とは・・・

社会福祉法第二条三項に基づいて、経済的理由により適切な医療等を受けられない方々に対して、安心してよい治療を受けていただくため、無料又は低額で診療を行う事業です。

### ●どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは、当院で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ただし一定の条件があります。

### ●利用するには？

この制度の利用を希望する時は、受付へお申し出ください。

### ●対象となる診療費は？

当院での診療費に限ります院外処方箋による調剤薬(一部適用されない診療費もごさいます)。院外処方箋による調剤薬局でのお支払い(お薬代)、介護費用については対象になりません。

### ●申請に必要なものは？

基準を満たしているかどうかを判断するため、あらかじめ源泉徴収票・課税証明書・給与明細書などの資料のご呈示をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。

医療費のこと生活のことなど、お悩みがございましたら当院スタッフまでお気軽にご相談ください。

鳥取生協病院では「無料低額診療事業」を行っています

鳥取生協病院は、地域住民の受療権(必要な方が必要な医療を受ける権利)を守って行こうと、2009年8月1日より無料低額診療事業を行っています。病院への支払いが気になって受診をためらっている方など、病院職員へご相談ください。



鳥取生協病院

発行責任者 安田邦夫 編集責任者 小泉俊一 編集委員 澤田陽子・熊谷延彦・岡田安弘・岡本藍子・谷口美紀  
発行日 二〇一〇年三月 発行 鳥取市天神町三〇番地五 (財)鳥取県労働者福祉協議会 第266号 TEL(〇八五七)二七四一八八